

## 平成22年度総務省税制改正要望の提出

総務省は、税制調査会の指示を受け、8月末に提出した税制改正要望の見直しを行い、10月30日付で、別添の項目で提出いたしました。

連絡先：  
総務省 大臣官房企画課  
担当：吉田課長補佐、納富係長  
電 話：03-5253-5158  
FAX：03-5253-5160

## 平成 22 年度総務省税制改正要望事項

**1 情報通信関係**

- 次世代ブロードバンド基盤整備促進税制〔地方税、延長・拡充〕
- 情報基盤強化税制〔国税・地方税、延長・拡充〕
- ※試験研究費の額が増加した場合等の法人税額等の特別控除〔国税、延長〕
- ※試験研究等を目的とする独立行政法人への寄付金に係る指定寄付金制度〔国税・地方税、新設〕
- ※中小企業投資促進税制〔国税・地方税、延長〕
- ※中小企業者等の試験研究費に係る特例措置〔地方税、延長〕
- ※中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例〔国税・地方税、延長〕
- ※産業活力の再生及び産業活力の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置〔国税、延長〕

**2 郵政事業関係**

- 郵便貯金銀行及び郵便保険会社が郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置〔国税、新設〕

**3 地方自治関係**

- 合併市町村における課税免除又は不均一課税等の特例措置の延長〔地方税、延長〕
- 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の対象事業の拡充及び延長〔国税、延長・拡充〕
- 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置〔国税、延長〕
- 非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税手続の簡素化及び非課税対象者等の拡充〔国税、拡充〕
- 非居住者等の受け取る振替地方公共団体金融機構債券等の利子等に係る非課税制度の創設〔国税、拡充〕
- 地縁による団体（自治会・町内会等）に係る非課税措置の創設〔地方税、新設〕
- 地方独立行政法人に係る非課税措置の拡充〔地方税、拡充〕

注：○は総務省単独要望又は他省庁との共同要望で総務省独自の要望部分があるもの。

※は共同要望で総務省独自の要望部分がないもの。

## 8月末に提出した要望からの主な変更点

① 電気通信システム信頼性高度化促進税制〔地方税〕

見直しの結果、今回は要望せず。

② AMラジオ放送機能維持税制の創設〔地方税〕

見直しの結果、今回は要望せず。

③ 地方独立行政法人に係る非課税措置の拡充〔地方税〕

10月6日から13日まで行ったホームページでの意見募集結果等を受け、今回の要望に追加。

④ 次世代ブロードバンド基盤整備促進税制〔地方税〕

適用対象事業者を絞り込み。